

# 保険料の改正点

## 基準額の見直し

介護保険料は、介護保険事業計画（3年ごとに見直し）により、今後3年間に必要とされる介護サービス費用の見込額を基礎に算定した基準額をもとにして決まります。平成17年度までは、合併前の旧市町の介護保険料を適用していましたが、平成18年度から統一保険料となり、基準額は年額4万3200円に改正されました。

## 保険料率の見直し

平成17年度までの第2段階のうち、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の人は、保険料率が0・75から0・5に引き下げられました。

## 特別徴収対象の年金を追加

障害年金、遺族年金が特別徴収（年金天引き）の対象になりました。

## 税制改正と保険料の激変緩和措置

### ① 税制改正について

税制改正により、平成18年度の市民税から、年齢が65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の人が対象の非課税措置は廃止されました。

この影響により、平成18年度の市民税課税となる人のうち、平成17年1月1日現在において65歳に達していた人で、前年の合計所得金額が125万円以下の人は、市民税について2年間の軽減措置がとられます。

### ② 介護保険料の激変緩和措置について

所得段階区分が第4段階・第5段階で次の条件を満たす人は、平成18年度の介護保険料が減額になります。

⑦ 本人または世帯員に①の市民税の軽減措置対象者がいる。

⑧ 同一の世帯に①の軽減措置対象者以外の市民税課税者が

がない。

激変緩和措置の対象となる人の保険料は、税制改正がなかった場合に該当する所得段階から、税制改正の影響で上昇した保険料段階との差額を平成18年度は約3分の2、平成19年度は約3分の1軽減します。

### ○平成18年度の介護保険料

65歳以上の皆さんに納めていただいている平成18年度の介護保険料額が確定しました。暫定的に納めていただいた第1期、第2期の保険料と精算します。新たな納付通知書は9月15日ごろまでに発送します。

### ○減免制度があります

災害等で被害を受けた時は保険料の減免の対象となる場合があります。該当する人は早めに税務課、または高齢福祉課にご相談ください。

■問い合わせ 税務課市民税係 (TEL) 210214、高齢福祉課介護保険係 (TEL) 210299

ご存知ですか

# 9月10日は 下水道の日

## 施設見学会について

市では、9月10日の下水道の日に合わせて市民の皆さんに「下水道」について理解を深めていただくため、高梁浄化センターの施設見学会を行います。

▽日時：9月11日(月)・12日(火)。

両日とも午前9時～午後4時

（ご都合の良い時間にお越しください。職員がご案内します）

▽場所：高梁浄化センター（原田南町）

## 下水道の使用について

下水道に何でも流していいということはありません。正しく使用しないと下水処理施設を傷めるものになります。

特に、野菜くずや残飯、使用済みの食用油などは排水管を詰まらせたり、汚水まですに沈殿して悪臭を発生させる原因にもなります。

生ごみはクリーンネット等で集め、食用油は新聞紙などに染み込ませたり、凝固剤で固めて燃やせるごみとして出しましょう。

# 平成18年度からの 介護

表① 高梁市の介護保険料

所得段階区分	対 象 者	18年度年額保険料	19年度年額保険料
第1段階 (基準額×0.5)	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	21,600円	
第2段階 (基準額×0.5)	課税年金収入額 <sup>*1</sup> と合計所得金額 <sup>*2</sup> の合計が80万円以下で世帯全員が市民税非課税	21,600円	
第3段階 (基準額×0.75)	第2段階に該当しない人で世帯全員が市民税非課税	32,400円	
第4段階 (基準額×1.0)	本人が市民税非課税 (世帯に市民税課税の者がいる)	43,200円	
	税制改正に伴う第1段階・第2段階からの激変緩和措置対象者	28,500円	35,800円
	税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者	35,800円	39,300円
第5段階 (基準額×1.25)	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満	54,000円	
	税制改正に伴う第1段階・第2段階からの激変緩和措置対象者	32,400円	43,200円
	税制改正に伴う第3段階からの激変緩和措置対象者	39,300円	46,600円
	税制改正に伴う第4段階からの激変緩和措置対象者	46,600円	50,100円
第6段階 (基準額×1.5)	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上	64,700円	

- \* 1 課税年金収入額とは…老齢福祉年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金、恩給等を除いた老齢年金、退職年金のことです。
- \* 2 合計所得金額とは…収入金額から必要経費に相当する金額 (収入の種類により計算方法が異なります) を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。

## 激変緩和措置対象者の例 (表① 参照)

(例1) 合計所得金額40万円 課税年金収入額160万円 Aさん(75歳)の場合 [一人暮らし]  
Aさんは市民税軽減措置対象者 (税制改正により市民税課税)

税制改正がなかった場合	改正による本来の保険料額 (激変緩和措置前)	18年度の保険料額 (激変緩和措置後)	19年度の保険料額 (激変緩和措置後)
[第3段階] 32,400円	[第5段階] 54,000円	39,300円	46,600円

(例2) 合計所得金額0円 課税年金収入額79万円 Bさん(78歳)の場合 [夫Cさんと二人暮らし]  
Bさんは市民税非課税、夫Cさんは市民税軽減措置対象者 (税制改正により市民税課税)

税制改正がなかった場合	改正による本来の保険料額 (激変緩和措置前)	18年度の保険料額 (激変緩和措置後)	19年度の保険料額 (激変緩和措置後)
[第2段階] 21,600円	[第4段階] 43,200円	28,500円	35,800円

## 事業所・企業統計調査にご協力を!

すべての事業所、企業を対象に、事業の種類や従業員数等の基本的事項を調査する「事業所・企業統計調査」が10月1日を基準日として全国で実施されます。これは各種行政施策の企画・立案のための基礎資料を得るための統計調査です。

9月下旬から各事業所に調査員がお伺いしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

■問い合わせ 企画課企画係(TEL)0209

水洗便所では、水に溶けない紙などは、流さないようにしてください。

**下水道への接続について**

下水道が整備されている地区の皆さんは速やかに生活排水設備を下水道につなぐ工事を行っていただくようお願いいたします。

なお供用開始後3年以内に水洗化することが、下水道法で義務づけられています。

また、浄化槽を使用されている家庭も、下水道への接続をお願いします。

■問い合わせ 下水道課管理係 (TEL) 7060